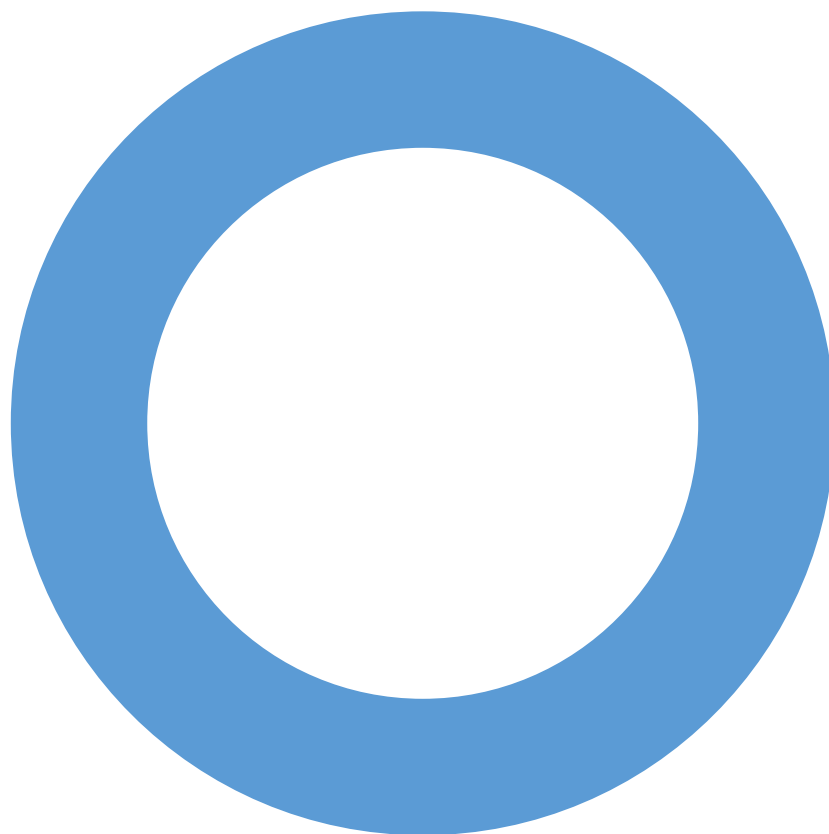




高島市自立相談支援機関

# つながり応援センターよろず

生活困窮者自立支援事業年次レポート





# 【 目 次 】

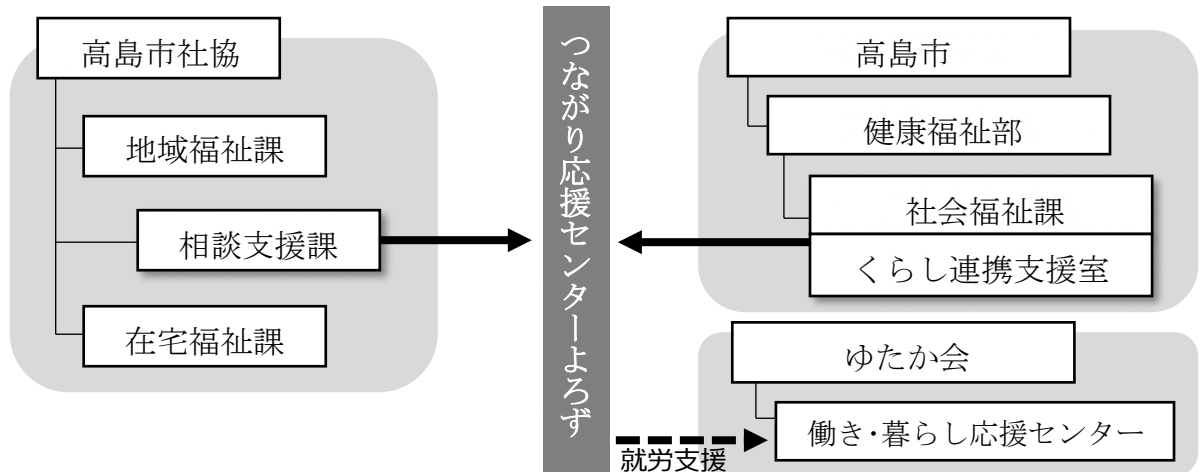
<b>1. 相談支援のための体制</b> .....	2
①自立相談支援機関の運営体制／②人員配置／③実施事業／④その他事業実施にかかる関連事業	
<b>2. センター運営・事業の進行管理のための会議</b> .....	3
①個別支援ミーティング／②個別アセスメント会議／③支援管理・運営管理ミーティング	
④支援調整会議／⑤事務局会議	
<b>3. 相談支援業務の実績</b> .....	4
①相談の概況／②支援プラン作成	
③相談者の年代と性別／④相談経路 .....	5
⑤相談機関へのつなぎ .....	6
<b>4. 事業推進のネットワークや開発的取り組みの実績</b> .....	8
(1) ネットワークの種類と役割 .....	8
(2) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績 .....	10
①つながり応援センターよろず運営委員会 .....	10
②庁内連携会議 .....	11
③子どもの貧困対策情報交換会 .....	11
④つながり応援支援者ネットワーク会議 .....	12
⑤緊急支援物資支援ネットワークプロジェクト会議 .....	13
⑥就労支援機関連絡会 .....	14
(3) 開発的な取り組み・事業の種類と目的 .....	15
(4) 他機関連携を進める取り組みや開発的取り組みの実績 .....	16
①生活困窮者のための緊急支援物資支援のネットワークづくり	
②ひきこもり状態にある方の支援を促進する取り組み .....	17
③困窮する世帯の子どもの支援に関する事業 .....	18
④就労支援に関する事業 .....	20
<b>5. その他 関連事業の取り組みの実績</b> .....	21
○就労支援事業・就労準備支援事業との一体実施	
○ひきこもり状態にある方やその家族が孤立しない地域支援体制づくりの取り組み	
○高島市福祉施設協議会による地域貢献の取り組み .....	22
<b>6. 広報・啓発等の取り組みの実績</b> .....	23
①広報／②地域啓発関係／③その他会議・取り組み発表等／④研修参加／⑤視察・視察の受入	
<b>7. これから取り組むべきこと</b> .....	24
<b>巻末資料</b> .....	25
○事業推進ビジョンイメージ図／○事業の広がり図／○各種事業要綱等	

# 1. 相談支援のための体制

## ① 自立相談支援機関の運営体制

高島市自立相談支援機関として、社会福祉法人高島市社会福祉協議会相談支援課内に「つながり応援センターよろず」を設置し、引き続き高島市健康福祉部社会福祉課暮らし連携支援室と高島市社会福祉協議会相談支援課の共同事務局体制のもと運営しました。

また、今年度より自立相談支援の就労支援員については、社会福祉法人ゆたか会「働き・暮らし応援センター」への配置に変更されました。



## ② 人員配置

- ・ センター長 1名
- ・ 主任相談支援員 1名
- ・ 相談支援員 1名
- ・ 家計改善支援員 1名
- ・ 就労支援員 1名（※ 今年度より「働き・暮らし応援センター」に配置）

## ③ 実施事業

- 1) 自立相談支援事業
- 2) 家計改善支援事業
- 3) 生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業
- 4) ひとり親家庭等の子どもの生活・学習支援事業
- 5) 就労支援事業（働き・暮らし応援センター）
- 6) 被保護者就労支援事業（働き・暮らし応援センター）

## ④ その他事業実施にかかる関連事業

- ・ 就労準備支援事業との一体実施
- ・ ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業（滋賀県社会福祉協議会から助成）
- ・ 社会福祉法人の地域貢献への取り組み（緊急支援物資支援や支援ネットワークづくり等事業）
- ・ フードバンクびわ湖たかしまとの連携

## 2. センター運営・事業の進行管理のための会議

新規相談ケースの共有、困難事案への対応の検討、プラン作成等の支援の進捗に関わる状況確認、地域課題化から開発的取り組みを進めるための事業立案、事業全体の進行管理を行うため、以下のような内部会議を設定し運営しました。

- ① **個別支援ミーティング**（開催回数 7 回、総実施時間 6 時間 30 分）
  - ・ 相談員がケースを抱え込まずセンターとして支援の進行管理が行えるよう、定期的に「個別支援ミーティング」を実施し、主に新規相談ケースを中心に状況確認や情報共有を行いました。
  - ・ 当初 2 週間に 1 度の開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響から急増した貸付相談への対応を優先したため開催を見送った回もあり、今年度は年 7 回の開催に留まりました。
- ② **個別アセスメント会議**（開催回数 3 回、総実施時間 3 時間 30 分）
  - ・ 困難な状況にあるケースや課題整理が必要なケースについて、「個別アセスメント会議」を開催しケース検討を行いました。主に、インタークからアセスメントの過程において実施しました。
- ③ **支援管理・運営管理ミーティング**（開催回数 22 回、総実施時間 42 時間 15 分）
  - ・ 月 2 回の頻度で開催し、相談受付状況や支援の進捗状況の確認等、ケース全体の状況把握と個々のケースの進行管理を行いました。また、事業の進捗確認や企画立案等の進行管理を行いました。
- ④ **支援調整会議**（開催回数 16 回、総実施時間：11 時間）
  - ・ プラン作成に伴う「支援調整会議」は、「支援管理ミーティング・運営管理ミーティング」の機会に合わせ実施し、それぞれの相談員がミーティングの開催時期に合わせ、期限を意識しながら面談やプランニングができるよう実施しました。
- ⑤ **事務局会議**（年 1 回、実施時間 2 時間）
  - ・ 共同事務局である市と市社協の担当課により、事業運営についての協議と事業の方向性の確認を行いました。

### 3. 相談支援業務の実績

#### ① 相談の概況

- ・ 新規相談受付件数は 486 件あり、昨年度比で約 4 倍に増加しました。
- ・ この増加は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど、家計に深刻な影響を受けた方からの相談が急増したことが要因としてあります。
- ・ また、コロナに対応し特例枠が設けられた生活福祉資金貸付制度への相談に、自立相談支援機関による相談もセットで対応したことが相談急増の背景的な要因として挙げられます。
- ・ なお、コロナ禍で増加した生活困窮者からの相談に対応するため、特に相談の急増期には働き・暮らし応援センターならびに市くらし連携支援室と連携し、相談体制の強化を図り協力して対応にあたりました。

(表 1 : 月別相談件数推移)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
52	44	25	48	35	74	31	21	32	18	23	83

#### ② 支援プラン作成

- ・ 今年度のプラン作成は 38 件あり、その内家計改善プランが 15 件でした。
- ・ また、就労準備支援事業利用のためのプラン作成は 5 件でした。
- ・ 昨年度比でプラン作成件数は増加しましたが、新規相談件数の増加率と比べ、プラン作成数の伸び率が低くなっています。
- ・ これは、新型コロナウイルス感染症の影響により急増した相談の対応に時間を費やさざるを得ず、相対的にプラン作成対象者に関わる時間が減少したことから、プランニングにつなげることが困難な状況にあったことが要因として考えられます。
- ・ また、同じく感染症の拡大により継続相談者への接触機会を低減せざるを得ない期間があったことなども影響していると考えられます。

(表 2 : プラン作成件数と内訳) ※プランに重複あり。

プラン作成件数	38 件
家計改善支援プラン作成件数	15 件
就労準備支援事業プラン作成件数	5 件
自立相談支援事業による就労支援プラン作成件数	25 件

### ③ 相談者の年代と性別

- ・ 相談者の内 40 代が最も多く、次いで 50 代、60 代、30 代と続いています。
- ・ 割合として、昨年度比で 30 代・40 代・50 代が増加、20 代・60 代・70 代が減少しました。
- ・ これについては、今年度新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などで稼働年齢層からの相談が増加したことが要因として考えられます。

(表 4：年齢別・性別)

	～20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	計
男性	15	40	88	60	58	35	304
女性	1	20	36	26	15	17	130
計	16	60	124	86	73	52	434

### ④ 相談経路

- ・ 相談経路として、本人からが 70 件（56%）と半数を占め、次いで関係機関・関係者からが 38 件（30%）でした。
- ・ 関係機関・関係者の内、生活福祉資金等貸付事業からが最も多く 10 件ありました。
- ・ 次いで市社会福祉課から 7 件あり、生活保護制度の利用を終えられる方のその後の支援に関する相談が多くみられました。
- ・ そのほか特定相談支援事業所の相談支援専門員や介護支専門員（ケアマネージャー）等、障がい福祉サービスや介護保険サービス分野の支援者からの相談が多くみられました。
- ・ 市役所庁内からの相談が昨年度に比べ減少していますが、庁内にくらし連携支援室が開室されたことで、庁内での相談の受け止めが進んだことが影響していると考えられます。

(表 6：相談経路の内訳)

本人	70
家族	10
知人	3
関係機関・関係者	38
アウトリーチ	4

福祉資金等貸付担当	市社会福祉課	計画相談事業所	ケアマネージャー	市くらし連携支援室	市民病院	市保健センター	あすくる高島	市子ども家庭相談課	市納税課	市長寿介護課	市学校給食課	介護サービス事業所	就労先関係者	法テラス	保護司
10	7	4	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

⑤ 相談機関へのつなぎ

- ・今年度の新規相談の内、関係機関につなぐことで終了となったケースは 15 件ありました。
- ・債務整理等の必要から法律相談等につなぐケースに加え、もともと関わりのある支援機関等へつなぎ戻すケースがみられました。

法テラス等法律相談	4	市保健センター	1
市社会福祉課	4	働き・暮らし応援センター	1
市地域包括支援センター	2	生活福祉資金等貸付担当	1
市子ども家庭相談課	2		



## 2020年度 生活困窮者自立相談支援事業 月次実績詳細報告

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
新規相談受付件数(本人未特定を含む)		52	44	25	48	35	74	31	21	32	18	23	83	486
(うち)本人特定のみ(本人同意なしを含む)		52	44	25	48	35	74	31	21	32	18	23	83	486
(うち)本人特定のみ(本人同意ありのみ)		5	6	2	5	11	49	28	18	22	12	18	71	247
プラン策定前支援終了件数(初回スクリーニング時)		53	40	23	43	24	25	4	2	9	7	6	13	249
うち	情報提供のみで終了	52	36	23	42	22	23	4	2	8	6	4	11	233
	他機関へのつなぎで終了	1	4	0	1	2	2	0	0	1	1	2	2	16
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援決定・確認件数(再プランを含む)		1	2	11	2	1	2	5	6	3	2	2	1	38
うち	支援決定あり	1	1	7	1	0	1	4	1	2	0	2	0	20
就労支援対象者数(プラン期間中の一般就労を目標にしている)		1	1	3	0	0	1	0	4	3	2	0	1	16
事業に 基づく	住居確保給付金	0	1	3	1	1	0	1	1	0	1	0	1	10
	一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家計改善支援事業	1	0	6	1	0	1	3	1	0	0	2	0	15
	就労準備支援事業	0	1	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	5
	認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自立相談支援事業による就労支援	1	1	6	1	1	2	2	5	3	2	0	1	25
その他	生活福祉資金による貸付	0	1	3	1	1	1	1	1	0	2	0	1	12
	生活保護受給者等就労自立促進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価実施件数(再プランを含む)		0	3	11	1	6	3	0	5	4	1	2	0	36
評価 結果	終了	0	3	3	1	2	1	0	0	1	0	2	0	13
	再プランして継続	0	0	8	0	4	2	0	5	3	1	0	0	23
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
見 変 化 れ た	変化あり	0	3	10	1	5	2	0	5	4	1	1	0	32
	変化なし	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	4
①評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分		0	0	3	0	2	1	0	2	2	0	0	0	10
うち	一般就労開始	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
うち	就労収入が増加	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
②評価実施件数中、就労支援非対象プラン作成者分		0	3	8	1	4	2	0	3	2	1	2	0	26
うち	一般就労開始	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
うち	就労収入が増加	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	6
③プラン作成者以外														
うち	一般就労開始	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	3
うち	就労収入が増加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 4. 事業推進のネットワークや開発的取り組みの実績

相談支援から把握した問題について、関係機関と課題を共有し、協働のもと必要な取り組みを進めていくためのネットワークとして「つながり応援センターよろず運営委員会」の運営を行いました。

また、より専門分野の機関・団体等と協議を深め事業を推進するための部会やプロジェクト会議を設置し運営を行いました。今年度は新たに「緊急支援物資支援ネットワークプロジェクト会議」を1年間の時限プロジェクトとして立ち上げ、ネットワークづくりを行いました。

これらの大小のネットワークを運営し、関係機関と問題を共有しながら、協働した取り組みへとつながるよう関係性づくりを行いました。

### (1) ネットワークの種類と役割

#### ① つながり応援センターよろず運営委員会（生活困窮者自立支援機関運営委員会）

相談支援を通じて把握した問題から、関係機関と協働して必要な取り組みを生み出していくための官民のネットワーク。

#### ② 庁内連携会議（高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議）

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の体制や連携を強化するための問題共有と協議の場。

#### ③ 子どもの貧困対策情報交換会

貧困の連鎖を断つことを目的に、市内の子ども・子育て支援機関や学校教育関係者、また地域の子ども食堂の活動者等と、子ども・子育て世帯を取り巻く問題の共有や取り組みの共有を行い、各支援や取り組みがつながり合うことを目的とした場。

#### ④ つながり応援支援者ネットワーク会議

ひきこもり者の支援に関わる機関同士が、本圏域における課題を整理するとともに、必要な取り組みや連携のあり方について話し合うことを目的としたネットワーク。

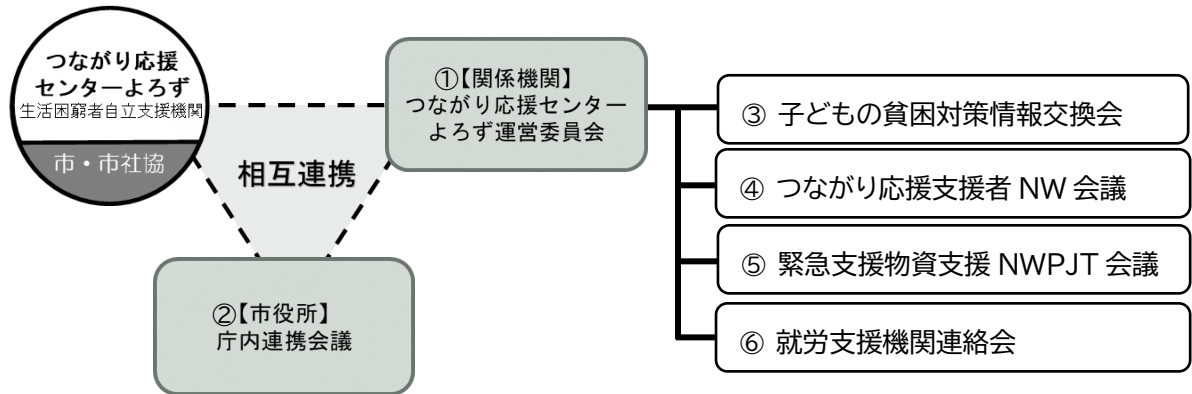
#### ⑤ 緊急支援物資支援ネットワークプロジェクト会議

生活困窮者への物資による緊急一時的な支援の仕組みについて、支援関係機関と共有し連携のあり方を整理することを目的としたネットワーク。

#### ⑥ 就労支援機関連絡会

本圏域で就労支援に関わる機関同士が情報を共有し、有機的な連携や協働につながることを目的とした連絡会。今年度からは働き・暮らし応援センターが主催しています。

## 事業推進のための関係者ネットワークの体系



※ 高島市における生活困窮者支援の展開は、官民のネットワークである「よろず運営委員会」と「庁内連携会議」を多機関参加による事業推進のための2つの大きなエンジンとして運営し、さらに具体的なテーマによる取り組みの推進や連携促進のための部会(連絡会)やプロジェクトを設置しています。

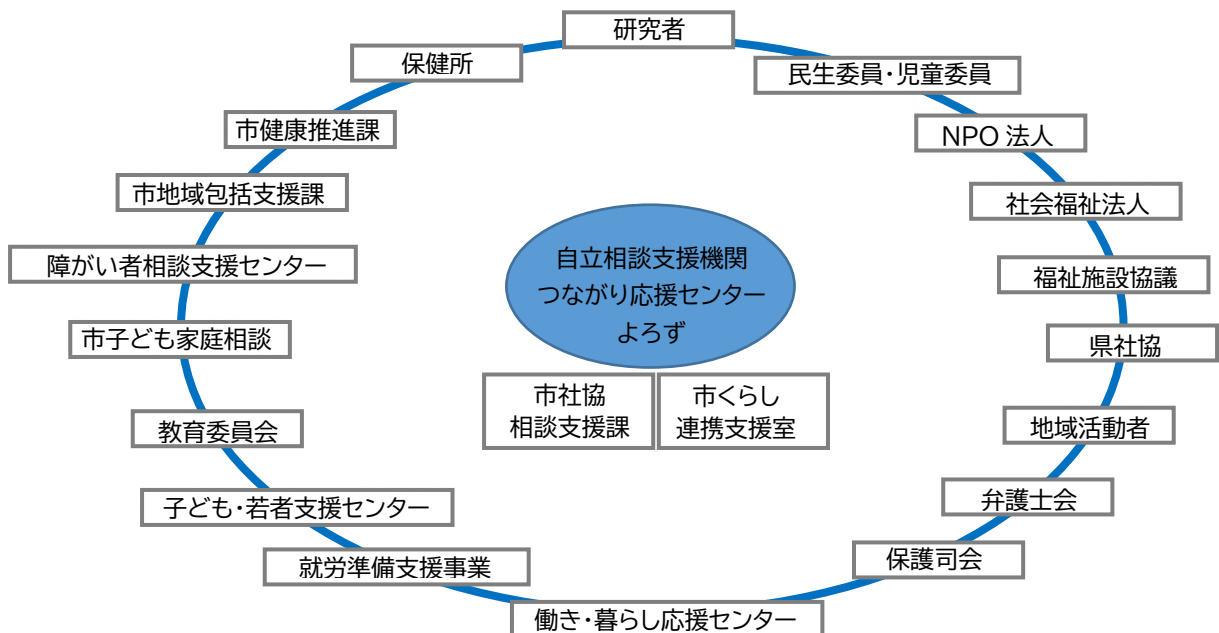
## (2) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績

### ① つながり応援センターよろず運営委員会

相談や取り組みにより掘り起こされた生活困窮者の問題に対して、多機関協働のネットワークにより課題解決に向けた連携や開発的な取り組みが進むことを目的に運営委員会を開催しました。

回数	日時	会場	内容
1	令和2年7月31日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 昨年度相談実績および事業報告 ② ひきこもり支援の取組報告 ③ 今年度コロナ禍における事業報告 ④ 意見交換 「コロナ禍で浮き彫りになった課題や気になる対象、問題意識について」
2	令和3年3月5日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 今年度相談事業報告 ② 課題共有と話題提供 ・フードバンクびわ湖たかしまの取組 ・市自殺予防対策の取組 ③ 意見交換 「これからの考え、特にケアを必要とする対象と必要な取組について」

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナの影響による困窮の広がりについて、相談の状況や支援の取り組みから問題を掘り下げ、課題について参加者と共有することができました。</li> <li>・また、改めてこの間の状況を振り返りながら、これからの対策や支援のあり方について意見を集めることができました。</li> </ul>
----	--



## ② 庁内連携会議

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の連携や体制を強化するため開催しました。なお、本年度から本会議（「生活困窮者自立支援対策庁内連携会議」）は、生活困窮者を含む様々な困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談支援体制を確立し、本市における地域共生社会の実現を目指す“地域生活つむぎあいプロジェクト”の「庁内連携つむぎあい会議」と一体的に開催されることになりました。

回数	日時	会場	内容
1	令和2年7月22日 午後3時～5時	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 説明：会議及び構成員の役割について ② 説明：関係事業の進捗状況について ③ 意見交換：「コロナ禍で浮き彫りになった相談ニーズや生活課題は？」、「連携に必要な視点や意識、邪魔する要因は？」
	参加部署：26部課（欠席4部課） 総合戦略課、防災課、税務課、納税課、市民協働課、市民課、保険年金課、マキノ支所、今津支所、安曇川支所、高島支所、障がい福祉課、健康推進課、子育て支援課、子ども家庭相談課、あすくる高島、農業政策課、商工振興課、都市政策課、上下水道課、市民病院地域医療連携室、社会教育課、学校教育課、学校給食課		
2	令和3年1月27日 午後1時半～15時半	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 説明：関係事業の進捗状況について ② 意見交換：「自殺予防対策について」、「W/Aコロナ時代の自治体職員として、困りごとを抱えた市民に対して取り組み始めたこと、これから取り組めることは何か？」
	参加部署：28部課（欠席4部課） 総合戦略課、防災課、納税課、市民協働課、市民課、保険年金課、マキノ支所、今津支所、安曇川支所、高島支所、障がい福祉課、健康推進課、地域包括支援課、子育て支援課、子ども家庭相談課、あすくる高島、農業政策課、商工振興課、都市政策課、上下水道課、市民病院地域医療連携室、社会教育課、学校教育課、学校給食課 ※今回より「児童発達支援センターエール」が構成員として、「湖西地域働き・暮らし応援センター」が事務局として参加		

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内での連携時に必要な視点や意識、連携を阻害する要因についての話し合いを行うことで、連携意識の醸成を行いました。</li> <li>・コロナ禍での新たな給付金やふるさと納税を利用した食糧支援などの実践を共有するとともに、浮き彫りになった生活課題や相談ニーズについて意見交換ができました。また、今後必要な取り組みや、すでに始まっている取り組みについて共有することができました。</li> <li>・健康推進課からの提案により、日常業務の中で出来そうなゲートキーパー行動（自殺予防対策）に関する研修・意見交換を行いました。</li> </ul>
----	--

## ③ 子どもの貧困対策情報交換会 ※新型コロナウイルス感染症の影響により今年度は中止。

#### ④ つながり応援支援者ネットワーク会議

本圏域でひきこもり状態にある方やその家族の支援を実施している各関係機関と、本市における課題や取り組みの現状の共有を行い、今後の連携について話し合う場として開催しました。

今年度は、「相談支援機関が互いの役割や機能を共有し、スムーズな連携を促進すること」と「専門的支援と関係性作りのための支援」をテーマに開催しました。

回数	日時	会場	内容
1	令和2年10月22日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室11	① 各機関・団体の位置づけと機能について ② 事例検討：ひきこもり状態にある方の支援について検討 ③ 情報共有：「風の便り企画」について
2	令和3年3月16日 午後1時半～15時半	高島市役所 新館3階 会議室9・10	① 話題提供：「人や居場所につながった」事例からの話題提供 ② 意見交換：「つながる効果と必要な支援について」

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度は実際の相談事例を交えながら、参加関係機関と相談支援連携について相互理解を深めることができました。</li> <li>・また、専門職による相談支援だけでなく、地域の人や居場所の利用を通じた参加支援や関係性の支援について、実際の取り組みについても話題提供を受けながら、その効果や必要性について理解を深めることができました。</li> </ul>
----	--



### ⑤ 緊急支援物資支援ネットワークプロジェクト会議

今年度、よろず運営委員会の時限プロジェクトとして、“フードバンクびわ湖たかしま”と本圏域の相談支援機関との連携促進をテーマに開催しました。

「フードバンクについての理解を深める」ことと、「本当に必要な世帯に届ける連携を考える」ことを目的に意見交換を行いました。

回数	日時	会場	内容
1	令和2年11月11日 午後1時半～3時	高島市役所 新館3階 会議室12	①フードバンクびわ湖たかしまの活動紹介 ②事前アンケートの結果共有 ③連携に向けた意見交換

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フードバンクびわ湖たかしまが発足当時から課題としていた「個別に必要な世帯に届けるための相談支援機関との連携」について協議し深めるとともに、「本当に支援が必要な世帯」や「有効な届け方」について意見交換し、具体的に相談支援機関とすり合わせる事ができました。</li> <li>・また、相談支援機関との具体的な連携のためのルール等を確認し、具体的な連携実践につながるよう整理できました。</li> </ul>
----	---



## ⑥ 就労支援機関連絡会

市内で就労支援をおこなう関係機関による連絡会を開催し、就労支援に関する情報や関係機関の取り組みと地域課題を共有し、必要な連携や支援の構築を目指す場として就労支援機関連絡会を3回実施しました。特に以下の4点を重点取組事項と位置づけ協議を進めました。

＜令和2年度重点取組事項＞

- ① 情報や状況を共有し、行動を連携して行っていく
- ② 専門職としてスキルアップができる場とする
- ③ 支援機関が、支援が必要と思われる人と早期につながる必要性について検討する
- ④ 60歳以上の人への就労支援やO・B・O・Gの居場所について検討する

回数	日時	会場	内容
1	令和2年8月7日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室11・12	① 各機関の新規情報の共有と課題共有 ② コロナ禍の課題共有 ③ 今年度の重点取組について
2	令和2年12月4日 午前10時～12時	高島市 新旭公民館 視聴覚室	① 株) Re-birth 就活 room tugumiの 取組について ゲスト講師 竹林氏 ② 各機関が抱える発達障がいの方への就労 支援について情報共有及び検討
3	令和3年3月19日 午前10時～12時	高島市役所 新館3階 会議室9・10	① 構造化&今年度の振り返り ② コロナ禍で浮き彫りとなった課題共有 ③ 次年度に向けた意見交換

評価	<p>・重点取組①については、連絡会で毎回情報共有を行うことで、各支援機関が捉えている就労支援の課題を共有しました。特に今年度は、コロナウィルスの影響が大きく、コロナ禍の貸付相談や日々の就労支援から見えてきた課題及び長期的に影響が懸念されることについても共有することができました。</p> <p>・重点取組②については、ゲスト講師を招いての学習会・意見交換会を開催しました。意見交換の場では、会議等の場に当事者の参加がないことへの指摘がありました。各支援機関でも当事者参加を意識した取組を次年度以降検討されていることもわかりました。</p> <p>・重点取組③については、発達障害について、意見交換する中で、早期に支援者がつながる仕組みや連携の必要性について共通認識をもつことができました。</p> <p>・重点取組事項③④については、今年度コロナウィルスの影響により開催回数の制限及び検討時間が十分ではなく次年度以降の課題として残りました。</p>
----	---



### (3) 開発的な取り組み・事業の種類と目的

#### ① 生活困窮者のための緊急支援物資支援のネットワークづくり

生活困窮等の事情により緊急一時的に食料や物資の支援が必要な世帯を支援する支援者を応援する仕組みとして、関係機関との緊急支援物資支援のためのネットワークづくりを進めています。

高島市福祉施設協議会と連携したネットワークづくりやフードバンクびわ湖たかしまとの連携ネットワークづくりに取り組んでいます。

#### ② ひきこもり状態にある方やその家族が孤立しない地域支援体制づくりの取り組み

ひきこもり状態にある方の参加やつながりづくりを支援する取り組みとして、関係機関による連携ネットワーク（前掲「つながり応援支援者ネットワーク」）の構築とともに、参加支援を進めるための地域の居場所づくりや、資源に関する情報発信ツール（「ゆるきち通信」）の作成等を行っています。

#### ③ 困窮する子どもの支援に関する事業

困窮する子育て世帯の子どもの居場所（「フリースペース」等）づくりと、関係機関の支援ネットワークの構築に取り組んでいます。

#### ④ 就労支援に関する事業

社会福祉法人虹の会により「就労準備支援事業」、また社会福祉法人大阪自彊館により「認定就労訓練事業」が実施されています。

それぞれの取り組みについての詳細については次頁から紹介します。

※新型コロナウイルス感染症の影響で以下の事業については今年度の開催を中止しました。

- **子どもの居場所応援研修会**：フリースペースや子ども食堂をはじめとした、子どもに関わる活動や取り組みのボランティアの拡大等を目的とした研修会。
- **子どもに関わるボランティア学習会**：フリースペースに関わるボランティアの学びの場。
- **相談窓口職員連絡会**：相談支援機関や相談を受けることがある窓口の担当職員等を対象として、経済的困窮や社会的孤立等の地域課題を学び合いながら顔の見える関係性を構築し、連携を促進するための場。

#### (4) 他機関連携を進める取り組みや開発的取り組みの実績

##### ① 生活困窮者支援のための緊急支援物資支援のネットワークづくり

本取り組みはどこかに倉庫を設置し物品をストックする手法ではなく、関係機関とネットワーク（連絡網）をつくり、物資が必要になった際には、そのネットワークを機能させ、必要な物品の提供について調整を図る手法により緊急支援を行っています。

昨年度に引き続き、高島市福祉施設協議会の構成施設・事業所（7法人 20事業所）の参画に加え、今年度はフードバンクびわ湖との連携を進めました。

##### ○ 緊急支援物資による支援

今年度は、食糧 14 件の支援を実施しました。実支援回数 14 回の内、7 回がコロナの影響による失業や収入の減少に対する支援でした。

##### 【参考】H30 年度から今年度までの物資による緊急支援件数

	R2	R1	H30
食料	14	1	8
物品	0	4	1
合計	14	5	9

##### ○ フードバンクびわ湖たかしまとの連携

フードバンクびわ湖たかしまとの連携を強化するための連携会議を実施しました。

また、コロナ禍により増加した生活困窮世帯への支援として、フードバンクびわ湖たかしまのフードドライブ事業およびフードパントリー事業の実施に協力しました。

##### 1) 連携会議

フードバンクの運営や、フードドライブ事業等の実施について協議を行いました。

回数	日時	内容
1	令和 2 年 6 月 4 日	フードバンクびわ湖たかしまとの連携会議
2	令和 2 年 7 月 27 日	フードバンクびわ湖たかしまとの連携会議

##### 2) フードドライブ・フードパントリーの活動協力

子育て世帯等を対象に実施したフードドライブ事業等の実施に協力しました。

回数	日時	内容
1	令和 2 年 5 月 23 日	フードドライブ・フードパントリーの活動協力
2	令和 2 年 12 月 12 日	フードパントリー実施協力



### ③ 困窮する世帯の子どもの支援に関する事業

様々な事情や困りごとを抱える世帯の子どもの支援に関する取り組みとして、引き続き「フリースペース」の開設運営を行いました。

また、取り組みに参画する法人や施設、ボランティア等地域の人材の参加のもと「フリースペース」をより良い取り組みとしていくための学び合いや協議の場として、「子どもの居場所に関する運営会議」を開催しました。

一方で、コロナ禍の影響から例年開催している「子どもの居場所に関するボランティア勉強会（意見交換会）」や「子どもの居場所ボランティア応援研修会」については開催を見送りました。

#### 1) 子どもの居場所づくり（フリースペース開設の取り組み）

支援や受け止めを必要とする子どもや家庭のために、市内の福祉施設やボランティアスタッフの協力のもと居場所をつくり、必要な学習や食事等の支援を提供する取り組みとしてフリースペースを開設しました。

昨年度に引き続き市内 6 か所で開設しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、これまで実施してきた高齢者施設等のスペースが一時的に利用できなくなり、市内に代替場所を探しながら開設するなど継続した運営に困難を極めました。

また、春先には全国に緊急事態宣言が発出されるなか、学校が一斉休校となり、その間フリースペースの実施も見送らざるをえないなど、利用児童や世帯とのつながりの継続が困難な状況が起りました。

一方で、代替場所探しや、フリースペース休止中の新たな取り組み（ポストフレンド企画やお弁当配達見守り活動等）を通じて、新たな協力者や団体との協働が広がりました。



古民家や作業場など新たなスペースでの実施により、これまで出来なかったような体験も。



フリースペース休止中も、お弁当を届けたり葉書をやり取りしたり繋がりがや支援が途切れないよう。

## 2) 子どもの居場所に関する運営会議

フリースペースの安定的な運営のために、フリースペースに関わる施設管理者、専門員、子育て関連機関と事務局により、運営上の問題共有と課題の改善に向けた意見交換を行いました。

回数	日時	会場	内容
1	令和2年12月25日 午前10時～12時	高島市役所 本庁新館3階 会議室11・12	① 市内フリースペース運営状況報告 ② 話題提供：「学校現場から見える子どもたちの様子」学校教育課 ③ 意見交換：「子どもたちとの関わりで大切にしたいこと」

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースペース開設当時から運営に関わる多様な主体と協議し、運営の安定を図ることを目的に開催をしてきましたが、本会議において課題が出され話し合うことで年々運営の安定が図られています。</li> <li>・特に今年度に関しては、各フリースペースの管理者や専門スタッフから運営の状況を報告いただくなど、運営に関わるという主体形成に高まりがみられるようになっていきます。</li> </ul>
----	--



【写真右上】各FSの専門スタッフ等からFSの実施状況についての報告が行われている様子。



【写真左上】市学校教育課小林氏から、コロナ禍での子どもたちの様子について情報提供。

#### ④ 就労支援に関する事業

##### 1) 就労準備支援事業（社会福祉法人虹の会受託事業）

社会福祉法人虹の会により就労準備支援事業（就労準備支援ホップ）が実施されています。

ホップでは、個人にあったプログラムを作成し、「日常生活自立に関する支援」「社会自立に関する支援」「就労自立に関する支援」のメニューを織り交ぜて提供されています。



##### 2) 認定就労訓練事業（社会福祉法人大阪自彊館実施事業）

社会福祉法人大阪自彊館の市内の救護施設 3 施設で認定就労訓練事業の認可を受けられていますが、令和 2 年度は利用実績がありませんでした。

## 5. その他 関連事業の取り組みの実績

### ○ 就労準備支援事業との一体実施

就労準備支援事業との連携のため、就労準備支援事業の定例会に出席しました。

【就労準備支援事業の定例会等への出席】

- 7月19日 就労準備支援ホップ親の会
- 8月6日 就労準備支援ホップ定例会議
- 9月3日 就労準備支援ホップ定例会議
- 10月1日 就労準備支援ホップ定例会議
- 11月5日 就労準備支援ホップ定例会議
- 12月3日 就労準備支援ホップ定例会議
- 1月7日 就労準備支援ホップ定例会議
- 2月4日 就労準備支援ホップ定例会議
- 3月4日 就労準備支援ホップ定例会議

### ○ ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業（※滋賀県社協）

事業の一環として年3回、県社協が主催する「県内ひきこもり一斉電話相談会」に協力し実施しました。

また、ひきこもり状態にある方やその家族へのアウトリーチのためのツールとして「ゆるきち」通信（再掲）を発行し、発行のための関係機関との打合せを行いました。

【県内ひきこもり一斉電話相談会】

- 第1回 7月30日 相談件数0件
- 第2回 11月26日 相談件数0件
- 第3回 3月18日 相談件数0件

【ゆるきち通信の発行】（11月創刊、12月、3月発行）

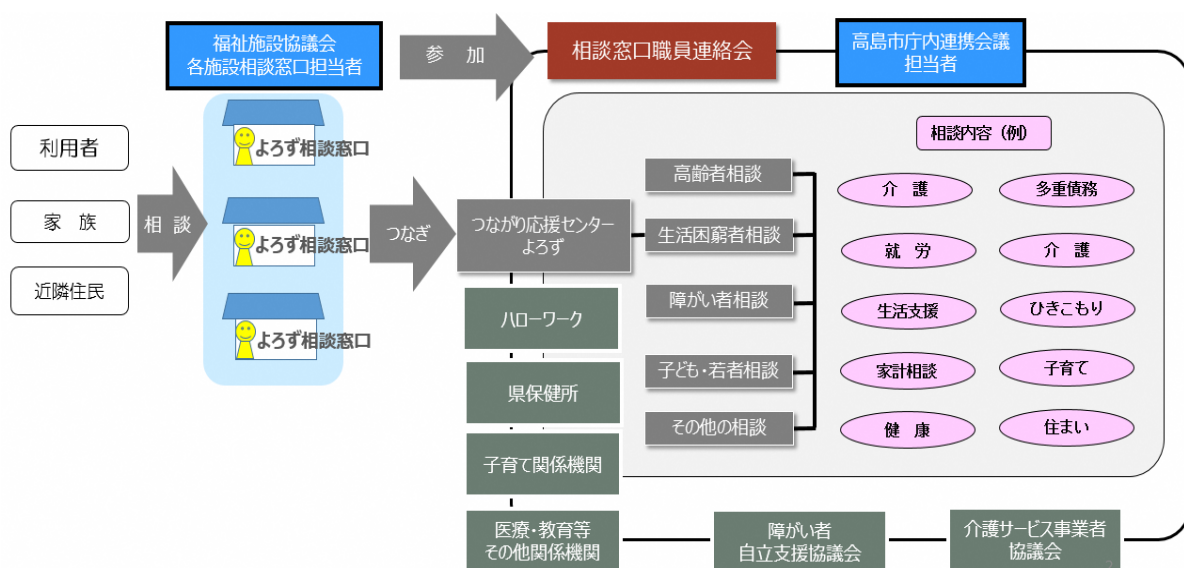
- 9月25日 ひきこもり通信プロジェクト打合せ
- 10月16日 風の便りプロジェクト会議①
- 12月4日 風の便りプロジェクト会議②
- 3月4日 風の便りプロジェクト会議③

- **高島市福祉施設協議会による地域貢献の取り組み**（※生活困窮者自立支援事業委託外事業）  
市内の社会福祉法人が加盟する高島市福祉施設協議会（事務局：高島市社会福祉協議会）では、会の地域貢献の取り組みとして、加盟事業所の協力のもと次の2つの取り組みを始めました。

### 1) よろず相談窓口の設置

加盟法人内の協力事業所になんでも相談の窓口と担当者が設置され、施設利用者やそのご家族、また近隣住民からの相談の窓口となり、受け付けた相談を必要な支援機関につなぐことを目的としています。引き続き、6法人13施設・事業所が協力事業所として窓口を設置されました。

【下図】高島市福祉施設協議会よろず相談窓口のしくみ



### 2) 緊急支援物資支援ネットワークへの協力

社会福祉法人等の協力のもとネットワークの構築を進めており、今年度は7法人20事業所が協力事業所として担当者を設置しました。



## 6. 広報・啓発等の取り組みの実績

### ① 広報

- (1) 高島市社協広報『しふくのふくし』による広報
- (2) 高島市社協ホームページによる広報
- (3) 高島市広報『広報たかしま』による広報
- (4) 高島市ホームページによる広報

### ② 地域啓発関係（事業等説明）

2月4日 朽木地域セーフティネット連絡会

### ③ その他会議・取り組み等

- 6月4日 フードバンクびわ湖たかしまとの連携会議
- 6月12日 滋賀県社協とのひきこもり支援に関する意見交換
- 7月14日 上古賀区見守りネットワーク会議
- 7月22日 庁内連携会議
- 7月27日 フードバンクびわ湖たかしまとの連携会議
- 9月24日 朽木地域セーフティネット連絡会
- 9月25日 マキノ地域セーフティネット連絡会
- 10月6日 特例貸付市町社協・自立相談支援機関担当者会議
- 11月10日 上古賀区見守りネットワーク会議
- 12月1日 朽木地域キャラバン隊
- 1月12日 上古賀区見守りネットワーク会議
- 1月27日 庁内連携会議
- 2月4日 朽木地域セーフティネット連絡会
- 2月10日 特例貸付市町社協・自立相談支援機関担当者会議
- 2月25日 新旭地域セーフティネット連絡会
- 3月30日 特例貸付市町社協担当者会議

### ④ 研修参加

- 8月24日 地域共生社会研修会
- 10月7日 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備のための研修会
- 11月26日 かけはし実践報告会
- 12月1日 相談業務に役立つ知っておきたい様々な奨学金制度研修会
- 12月7日 アディクション関連問題事例検討会
- 2月19日 相談支援の展開における支援関係機関の構築講演会
- 3月13日 大津市 SDG's 協働支援チャリティープロジェクト 2020

### ⑤ 視察・視察の受入

- 8月19日 亀山市社協視察受入

## 7. これから取り組むべきこと

これからも継続して取り組んでいくことに加え、今後、改めて取り組んでいく必要のあることについて、次のとおりまとめました。これらの取り組みについて次年度以降の事業化も含め検討していく必要があります。

### 【相談支援機関連携の強化のための取り組み】

- ・生活困窮者支援の事業推進ビジョンにおける総合相談体制づくりに向けた協働や、地域共生社会の推進に基づく多機関協働による包括的支援体制の構築が進む中で、それぞれの分野別福祉において相談支援の基幹となっている相談支援センター同士が本市におけるこれらビジョンを共有し、方向性を共有しながら連携した取り組みを進めていくことが必要です。
- ・そのため、次年度新たに「分野別相談支援センター連絡会」を立ち上げ、事業推進のコアとなる各分野の基幹相談支援センター同士の協働を進めることを検討していきます。

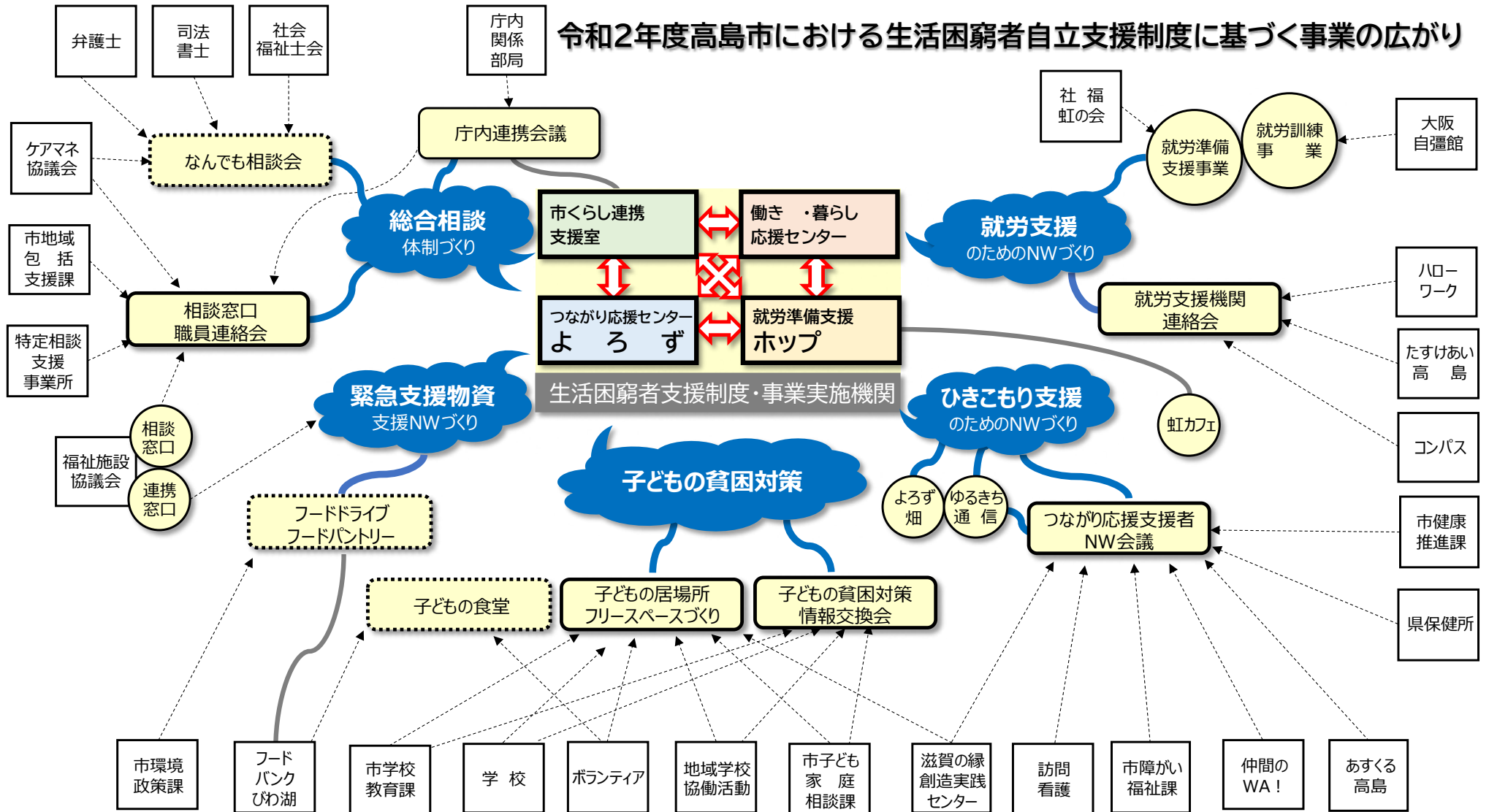
### 【学齢期の子どもの支援のための取り組み】

- ・フリースペース等の取り組みの実践を進めるなかで、困窮する世帯の子どもの進学や就職に向けた支援の必要性が顕在化しています。
- ・特に、高校を卒業し大学に進学、または就職をする際に、世帯の支援が十分ではなく、また支援者のサポートも薄く、利用できる制度や必要な支援につながらないケースが見られます。
- ・貧困の連鎖を断つ視点からも、高校在学時など早期に成年期の支援を行う支援機関等が、支援が必要な家庭や子どもとつながり、進学や就職のためのサポートへとつながっていくような仕組みが必要です。
- ・そのため、困窮する世帯の子どもの進学や就職について、高校等と情報を共有し在学時からの連携を進めていく仕組みづくりを検討していきます。

# 卷末資料



# 令和2年度高島市における生活困窮者自立支援制度に基づく事業の広がり



## 高島市自立相談支援機関運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 高島市自立相談支援事業実施要綱の規定に基づき自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、自立相談支援機関運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議および検討を行う。（1）自立相談支援機関の運営に関すること。

(2) 生活困窮者の状況把握に関すること。

(3) 生活困窮者支援に関する課題の共有に関すること。

(4) 生活困窮者の包括的な支援体制の構築に関すること。

(5) 生活困窮者の課題解決のための地域づくりに関すること。

(6) 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議との連携に関すること。

(7) 生活困窮者自立支援に関する行政、福祉・医療団体、住民自治組織および商工・経済団体等への提言、啓発その他必要な事項

### (組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 運営委員会の委員は、別表に掲げる者のうちから、高島市長（以下「市長」という。）が委嘱または任命する。

3 委員の任期は、3年以内とし、再任されることを妨げない。

4 委員が任期中に欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 運営委員会に、委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議の招集)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

### (専門部会)

第6条 運営委員会は、専門的な分野の協議を集中的に行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、運営委員および委員以外の関係者の中から委員長が指名する。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第8条 運営委員会の事務を処理するため、自立相談支援機関に事務局を置く。

### (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

学識経験者
弁護士
保護司
民生委員・児童委員
社会福祉士
医師
医療・看護関係者
高齢者福祉関係者
障がい者福祉関係者
子育て世代・ひとり親支援関係者
児童福祉関係者
子ども・若者支援関係者
ボランティア団体関係者
非営利活団体動関係者
住民福祉活動団体関係者
社会福祉法人関係者
当事者支援団体関係者
家族支援団体関係者
教育・学校関係者
商工振興・経済団体関係者
認定就労訓練事業所の職員
市就労準備支援事業所の職員
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会の職員
社会福祉法人高島市社会福祉協議会の職員
滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）の職員
高島市教育委員会事務局の社会教育担当部局の職員
市の高齢者福祉担当部局の職員
市の障がい者福祉担当部局の職員
市の子育て世代・ひとり親支援担当部局の職員
市の保健担当部局の職員
市の児童福祉担当部局の職員
市の子ども・若者支援担当部局の職員
前記に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

## 令和2年度つながり応援センターよろず運営委員会委員名簿

(令和2年12月1日現在、敬称略)

	お名前	ご所属
<b>高島市福祉のまちづくり推進委員会</b>		
1	藤井 博志 ◎	高島市福祉のまちづくり推進委員会 委員長 関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科 教授
2	谷 仙一郎	NPO法人元気な仲間 代表理事
<b>関係機関・団体</b>		
3	林 典男	高島市民生委員児童委員協議会連合会 会長
4	山本 美湖	高島市障がい者相談支援センターコンパス センター長
5	澤 和記	社福) 光養会特別養護老人ホームふじの里なごみの家施設長
6	森井 良磨	特非) びわの音・西近江 生活相談員
7	森 真子	滋賀弁護士会 女性の法律事務所パール弁護士
8	大塚 泰雄	高島保護区保護司会 会長
9	白崎 田鶴子	わつなぎの会代表 (わつなぎ食堂)
10	内藤 佑介	社福) ゆたか会 湖西地域働き・暮らし応援センター 所長
11	阿部 千恵	社福) 虹の会 就労準備支援ホップ 所長
<b>行政機関</b>		
12	木下 育美	子ども・若者支援センターあすくる高島 所長心得
13	土田 康弘	高島市 子ども未来部 子ども家庭相談課 主任
14	古村 ちひろ	高島市 健康福祉部 健康推進課 保健師
15	植村 祐太	高島市 健康福祉部 高齢者支援局 地域包括支援課 主査
16	小川 祥枝	高島市教育委員会事務局教育指導部社会教育課地域教育連携室室長
17	洲寄 トモ子	滋賀県高島健康福祉事務所 (高島保健所) 次長
<b>社会福祉協議会</b>		
18	高橋 宏和	社福) 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉担当課長
19	八木 武	社福) 高島市社会福祉協議会 理事
20	杉島 隆	社福) 高島市社会福祉協議会 地域福祉課課長

◎委員長

事務局	大塚 寿彦	高島市 健康福祉部 社会福祉課 課長
	伊庭 久美	高島市 健康福祉部 社会福祉課 暮らし連携支援室 室長
	清水 潤平	高島市 健康福祉部 社会福祉課 参事
	玉野 潤	高島市社会福祉協議会 事務局長
	松本 道也	高島市社会福祉協議会 相談支援課 課長 つながり応援センターよろず センター長
	辻 雅俊	高島市社会福祉協議会 地域福祉課 係長 つながり応援センターよろず 主任相談員
	河野 みゆき	つながり応援センターよろず 自立相談支援員
	澁谷 悠	つながり応援センターよろず 家計改善支援員
	是永 麻記子	つながり応援センターよろず 子どものあしたコーディネーター



## 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の施行に際し、庁内の体制を整備し、法に定める生活困窮者の自立支援に向けた取り組みを推進するため、高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活困窮者に関する情報の収集および分析
- (2) 生活困窮者に関する支援内容の検討
- (3) 内部機関の連絡調整および組織体制の確立
- (4) その他、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 連携会議は、議長および構成員をもって組織する。

2 議長は、健康福祉部社会福祉課長をもって充てる。

3 構成員は、別表に掲げる課等に属する職員のうちから、当該所属長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、議事を進行する。

2 議長に事故のあるとき、または欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

3 議長が必要と認めるときは、前条に規定する構成員以外の者に会議への出席を求めることが出来る。

(秘密保持義務)

第5条 連携会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第3条関係）

政策部総合戦略課
危機管理局防災課
総務部税務課
総務部納税課
市民生活部市民協働課
市民生活部市民課
市民生活部保険年金課
市民生活部マキノ支所
市民生活部今津支所
市民生活部朽木支所
市民生活部安曇川支所
市民生活部高島支所
市民生活部新旭振興室
健康福祉部社会福祉課
健康福祉部障がい福祉課
健康福祉部健康推進課
健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課
健康福祉部高齢者支援局長寿介護課
子ども未来部子育て支援課
子ども未来部子ども家庭相談課
子ども未来部子ども・若者支援センターあすくる高島
子ども未来部児童発達支援センター エール
農林水産部農業政策課
商工観光部商工振興課
都市整備部都市政策課
都市整備部上下水道課
高島市民病院地域医療支援部地域医療連携室
高島市民病院事務部医事課
教育委員会事務局教育総務部社会教育課
教育委員会事務局教育指導部学校教育課
教育委員会事務局教育指導部学校給食課

## 高島市生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）および子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の規定に基づき、高島市が生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、困難な状態に置かれた生活保護世帯を含む生活困窮世帯を支えるとともに、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する生活支援および学習支援を推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、高島市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体に事業の全部または一部を委託することができる。

### (事業対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者のうち、第7条に規定する支援検討会議において選定された者とする。

- (1) 生活保護世帯の小・中学生およびその保護者
- (2) 生活困窮状態にある世帯もしくはそのおそれがある世帯および養育環境に課題があり支援が必要な世帯の小・中学生およびその保護者
- (3) 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 本事業における支援の期限は、原則として対象となる子どもの中学校卒業時とする。ただし、支援検討会議において卒業後も支援することが適当と判断されたときは、対象となる子どもの高等学校等卒業時もしくは18歳を迎える年度末までとする。

### (事業内容)

第4条 本事業は、早期かつ包括的な支援を目指すため、次に掲げる取組みを実施する。

- (1) 日常生活習慣の形成や社会性の育成等の生活支援
- (2) 学習支援
- (3) 居場所の提供
- (4) 調理実習や年中行事体験、ボランティア等の体験活動の提供
- (5) ライフキャリア支援
- (6) 進学・就職等進路に関する情報の提供
- (7) 対象者世帯に対する養育・生活支援
- (8) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

2 本事業の目的の範囲内において、対象者の状況や地域の実情に応じ、支援実施場所や支援実施時間および支援内容等については柔軟に設定のうえ実施することとし、創意工夫により効率的・効果的に実施する。

3 本事業は、保護者の支援において自立相談支援事業の利用が必要と認められる場合にはすみやかにその利用を推奨し、適切に連携を図りながら一体的に支援を実施する。

(配置職員)

第5条 市長が直営または委託により本事業を実施するには、生活・学習支援担当者を1人以上配置する。なお、他業務との兼務を可能とする。

2 生活・学習支援担当者は、原則として厚生労働省もしくは滋賀県等が実施する養成研修を修了した者とする。ただし、当分の間はこの限りでない。

3 生活・学習支援担当者は、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、看護師等の資格を有する者等、子ども・子育て支援を適切に行うことができる人材であることが望ましい。

(取組内容)

第6条 本事業は、生活困窮世帯に対する早期かつ包括的な支援として、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 支援実施場所の開設・運営、実施場所管理者との連絡調整
- (2) 支援専門員・ボランティアの募集・登録、実施場所派遣の調整
- (3) 対象者の候補者選定、保険加入等支援に関する各種手続き
- (4) 対象者のアセスメント、支援プランの作成・評価
- (5) 対象者からの進路・養育等に関する相談対応
- (6) 生涯にわたる自分らしい生き方の模索とキャリア形成の援助
- (7) 支援検討会議、事業運営会議、実施場所別運営会議等の開催
- (8) ボランティア向け研修や新規ボランティア養成講座等の開催
- (9) 自立相談支援事業との連携、支援調整会議への参加
- (10) 関連する支援機関・法人等との連携、関係会議体への参画
- (11) 地域・学校における居場所や経験・体験の提供活動への参画
- (12) 貧困対策の周知啓発および事業への協力事業所・企業の開拓

(支援検討会議)

第7条 本事業の対象者の選考および支援プランの策定等にあたり、次に掲げる事項を主な目的として支援検討会議を開催する。

- (1) 新規対象者の支援開始
- (2) 既存対象者の支援終結
- (3) 支援実施場所別の対象者調整
- (4) 事業全体の対象者調整
- (5) プランの適切性の協議
- (6) 各支援機関によるプランの共有
- (7) プラン終結時等の評価
- (8) 対象者世帯全体の支援調整の検討

2 支援検討会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(支援承認)

第8条 市長は、支援検討会議において選ばれた新たな対象者に対し、支援承認を行う。

2 市長は、策定された支援プランの内容が適切であるか否かを確認する。

(事業運営会議)

第9条 本事業の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、事業運営会議を設置する。

2 事業運営会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(貧困の連鎖防止に向けた地域づくり)

第10条 本事業は、生活困窮世帯の自立および貧困の連鎖の防止に向け、早期かつ包括的な支援が提供されるよう検討の場を設ける。

2 本事業は、効率的かつ効果的に生活困窮世帯を早期把握し包括的な支援を行うため、ネットワークづくりを一層進め、関係機関との連携およびその活用を図る。

3 本事業は、生活困窮世帯の支援および貧困対策に関する新たな社会資源の開発に努める。

(ひとり親家庭等支援施策との連携)

第11条 ひとり親家庭等の子どもに対する生活・学習支援事業と連携し、効果的かつ効率的な支援を構築する。

(社会福祉法人の公益的な取組みとの連携)

第12条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人の公益的な取組みを活用し、法人との連携を図る。

(対象者の安全衛生等への配慮)

第13条 対象者に対し、安全衛生、災害補償について適切な配慮を行う。

2 災害補償について、対象者が支援実施中に被災した場合に備え、適切な保険に加入する。

(個人情報の共有)

第14条 市長は、対象者に関する個人情報を、関係機関と共有するものとする。この場合において、本人から承諾を得ることとし、その取扱いは、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第15条 本事業に関わる者または関わった者は、正当な理由がなく、本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 高島市就労準備支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、高島市が就労準備支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりで不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、高島市とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると思われる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体に本事業の全部または一部を委託することができる。

### (対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者

イ 申込日の属する月における生活困窮者および生活困窮者同一の世帯に属する者の収入を合算した額が、申込日の属する年度（利用申込日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）および生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ウ 申込日における生活困窮者および生活困窮者同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者および準ずる状況に陥るおそれのある者として市長が本事業による支援が必要と認める者であること。

### (事業内容)

第4条 本事業は、日常生活自立、社会生活自立および就労自立の力を高めるため、次に掲げる取組みを実施する。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成・見直し
- (2) 日常生活自立に関する支援
- (3) 社会生活自立に関する支援
- (4) 就労自立に関する支援
- (5) アウトリーチ等による早期からの継続的な個別支援
- (6) 就労体験先の開拓・マッチング支援

2 本事業は、自立相談支援機関との間でアセスメントの結果や支援の内容、対象者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら一体的に支援を実施する。

3 本事業における支援の実施期間は、1年を超えない期間とする。ただし、利用終了後も一般就労につながらなかった場合で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて事業を利用することが適切と判断されたときは、この限りではない。

(職員の配置)

第5条 本事業を実施するため、就労準備支援担当者を1人以上配置し、常勤の責任者を配置するものとする。ただし、就労準備支援担当者および常勤の責任者は、他の業務との兼務を可能とする。

2 就労準備支援担当者は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事していた者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省もしくは滋賀県等が実施する養成研修を終了している者であることが望ましい。

(事業運営会議)

第6条 本事業の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、事業運営会議を開催する。

(障がい者等支援の活用)

第7条 本事業は、障がい者等の支援により蓄積された専門的知識・技術を活用した就労支援を行う福祉専門職との連携を図る。

(対象者の安全衛生面等への配慮)

第8条 本事業における就労体験および講習等を受ける対象者に対し、安全衛生面、災害補償面について一般労働者の取扱いを踏まえた適切な配慮を行う。

2 災害補償面について、対象者が就労体験・講習中等に被災した場合に備え、適切な保険に加入する。

(被保護者就労準備支援施策との連携)

第9条 本事業は、被保護者就労準備支援事業と連携し、効果的かつ効率的な支援を構築する。

(個人情報の共有)

第10条 市長は、対象者に関する個人情報を関係機関と共有するものとする。この場合において、市長は、本人から承諾を得ることとし、その取扱いは、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第11条 本事業に関わる者または関わった者は、正当な理由がなく、本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 令和2年度就労支援機関連絡会 開催要項

**開催趣旨:**高島市内において就労支援を行う機関が複数あり、さらに平成27年4月には生活困窮者自立支援事業という新たな枠組みの中、就労支援事業を行うセンターが設立された。

しかし、これら各機関の機能や役割について相互理解をする機会もなく、課題の共有もないまま、連携も十分に機能しているとは言えない。

そこで、市内で就労支援を行う関係機関による連絡会を開催し、市内における就労支援の課題を共有すると共に、支援のための相互理解と連携を進める。

**実施内容:**①市内の就労支援を主として行う関係機関の課題と地域課題の共有

②市内の就労支援を主として行う関係機関の相互理解と連携促進

**構成機関:**高島公共職業安定所高島出張所、湖西地域働き・暮らし応援センター、あすくる高島、就労準備支援ホップ、障がい者相談支援センターコンパス、市子ども家庭相談課、新旭養護学校、市社会福祉課くらし連携支援室、つながり応援センターよろず

**開催日程:**年4回程度開催

**主 催:**働き・暮らし応援センター

つながり応援センターよろず(事務局:高島市、高島市社会福祉協議会)



## つながり応援支援者ネットワーク会議 開催要項

### 趣 旨

実社会とのつながりが希薄化し社会的に孤立している状態、いわゆるひきこもり状態にある方が抱える問題や課題は個別性が高く、個々に応じた支援が必要とされています。

市内でも、家族あるいは支援者等から各相談機関に相談が寄せられ支援につながるケースもありますが、まだまだ支援の必要な方が潜在化していることが予測されるほか、相談につながったケースにおいても、相談者が抱える複雑多様な問題について、各関係機関がそれぞれの強みを発揮しながら連携し、支援を進めていく必要があります。

また、ひきこもり状態にある方の社会参加に向けての支援は、中・長期にわたる連続性・継続性が必要であり、安定した仕組みの中で連携してこれにあたる仕組みづくりを進めていく必要があります。

”引きこもり者やその家族の支援”にフォーカスし、これらの仕組みづくりを含め、関係機関のより良い連携について検討することを目的に標記会議を開催します。

### 会議の目的

現状の関わりの中での課題や支援の状況などを共有しながら、関係機関が良く連携して、支援を進めるための支援の仕組みやチームのあり方について検討します。

### 参加機関等

あすくる高島、仲間のWA!、市健康推進課、高島保健所、夢の木訪問看護ST、コンパス、市障がい福祉課、市社会福祉課、働き・暮らし応援センター、ホップ、よろず





本書の内容については、  
ホームページからご覧いただけます。

<http://takashima-shakyo.or.jp>